

諮問番号：令和6年度諮問第3号

答申番号：令和7年度答申第2号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、却下されるべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求に係る許可申請

審査請求人は、令和5年12月21日、不作為庁に対し「公園及び階段等のフェンス及び防護柵への掲示許可申請書」を提出し、公園及び階段等のフェンス及び防護柵への掲示物の掲示許可を求めた。

2 審査請求

審査請求人は、令和6年4月4日、三木市長に対し、本件許可申請に対する処分がなされていないとして、不作為についての審査請求を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 書面による本件許可申請に対する許可・不許可の回答を求めたにもかかわらず、これがなされていないため、処分があったという認識はなく、不作為である。
- (2) 書面により行政手続法（平成5年法律第88号。以下「手続法」という。）第8条の規定による処分の理由が示されておらず、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第82条第1項の規定による不服申立てをすることができる旨の教示もなされていない。

- (3) 市が主張する三木市都市公園条例（昭和 5 1 年三木市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 6 号は、禁止行為を規定するものであって、同条ただし書により市長が認める場合はその許可基準に基づき判断すべきであり、禁止行為に該当するため許可できないとの回答は不当である。
- (4) 公園への駐車は禁止事項になっているのに、許可を出している。自治会の選挙は民主主義の根幹の制度であり、個人だけの問題ではない。会長に立候補したというのが、公の秩序に反するとはいえない。

2 不作為庁の主張

- (1) 本件許可申請に対しては、令和 5 年 1 2 月末、都市政策課長から審査請求人に条例第 6 条第 1 項第 6 号に該当するため、許可することはできない旨を電話にて口頭回答しており、処分済みである。
- (2) 本件許可申請に対しては、口頭にて回答していることから、法第 8 2 条第 1 項ただし書の規定により、本件処分に係る書面による不服申立てをすることができる旨の教示は要しない。
- (3) 掲示物は、審査請求人の個人自身に関する内容となっているため、公園内における公の秩序に反するおそれがあるものと判断し、不許可としたものである。
- (4) 当該掲示物の掲示期間を既経過しており、処分により審査請求人が得られる利益がなく、不適法である。

第 4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は不適法であるため、法第 4 5 条第 1 項の規定により、却下されるべきである。

2 審理員意見書の理由

不作為についての審査請求の目的は、法令に基づく申請に対する不作為について申請者の権利利益を保護するため、審査庁に不作為が違法又は不当である旨を宣言させ、当該不作為庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずる措置をとることにより、不作為による違法又は不当な状態を解消し、当該申請者の法律上の利益を回復することにある。

このため、不作為の審査請求にあつては、法第51条第1項に規定する裁決がその効力を生じる時点において、審査請求人に本件審査請求において回復すべき法律上の利益が存在しなければならない。

この点について、本件許可申請は、自治会の役員選挙活動の一環として当該役員選挙に係る掲示物の掲示許可を求めるものであるところ、審査請求人が審査請求を行った令和6年4月4日時点において当該役員選挙は既に終了しており、審査請求人には、本件審査請求において回復すべき法律上の利益が存在しないことが認められ、不適法である。

第5 審査庁の意見

本件審査請求は不適法であるため、法第45条第1項の規定により、却下されるべきである。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和7年1月21日	諮問
令和7年4月14日	調査審議
令和7年7月31日	調査審議

第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求人及び不作為庁の主張を検討した結果、

以下のように判断する。

(1) 法律上の利益の不存在

不作為についての審査請求の目的が、法令に基づく申請に対する不作為について申請者の権利利益を保護するため、審査庁に不作為が違法又は不当である旨の宣言をさせ、当該不作為庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずる措置をとることで、不作為による違法又は不当な状態を解消し、当該申請者の法律上の利益を回復することになるから、不作為の審査請求においては、法第51条第1項に規定する裁決がその効力を生じる時点で、審査請求人に本件審査請求において回復すべき法律上の利益が存在しなければならない。

本件では、本許可申請が自治会の役員選挙活動の一環として当該役員選挙に係る掲示物の掲示許可を求めるものであるが、上記役員選挙は審査請求人が審査請求をした令和6年4月4日時点において既に終了し、審査請求人には本件審査請求によって回復すべき法律上の利益が存在しないから、不適法として、本件審査請求は却下されるべきである。

(2) よって、「第1 審査会の結論」記載のとおり判断する。

第8 付言

1 拒否処分の存在

令和5年12月27日、不作為庁は、審査請求人に対し、拒否処分を口頭で伝えていることに争いなく、拒否処分がなされていないとの審査請求人の主張は採用することができない。

2 行政手続法第8条

手続法第8条は、許認可等の申請に対して行政庁が拒否処分をする場合に、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、申請者の争訟提起の便宜を図るため、拒否処分と同時に処分理由を申請者に対し示すことを原則的に義務付ける一方、拒否処分の理由が客観的に明らか

である場合には、行政庁の負担軽減の見地から、申請者の求めがあった場合に理由を示せば足りるとしている。

この点、三木市都市公園条例第6条は、原則として張り紙を禁止し、例外的に市長の許可を得ることで張り紙をすることができるとしている。許可基準については明らかにされていないが、例外規定が存在することからすると、手続法第8条第1項ただし書に規定する拒否処分の理由が客観的に明らかな場合に該当するか否か疑義が存する余地もあり、また、審査請求人は、書面による拒否理由開示を求めていることからすると、今後、行政庁においては、申請人の審査請求を検討する利益を損なわないためにも、拒否処分の年月日、処分理由を明確にされるよう期待するものである。

3 行政不服審査法

法第82条第1項は、行政庁が審査請求、再調査の請求及び他の法令に基づく不服申立てをすることができる処分を為す場合、その処分の相手方に対する教示義務を定めつつ、口頭とする処分のみ教示義務は生じないとしている。

本件では、令和6年12月27日、口頭で拒否処分を通知しているから、同項ただし書に該当し、不服申立てに関する教示義務は生じておらず、審査請求人の主張には理由がない。

もっとも、本件においては前記のとおり、審査請求人は書面での処分拒否の理由開示を求めていることに鑑みれば、申請人の審査請求を検討する利益を損なわないため或いは無用な紛争を回避するために、今後は、拒否処分と併せて、適切に不服申立てに関する教示を為すことについて検討するよう努められたい。

令和7年7月31日

三木市行政不服審査会

会長 矢形 幸之助

委員 丸茂 英雄

委員 入江 智美